

加賀市令和6年能登半島地震復興支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和6年能登半島地震(これによる余震を含む。以下同じ。)からの早期の復旧・復興を図るため、本市が石川県から令和6年能登半島地震復興基金交付金の交付を受け、及び地方債その他の財源に基づき行う事業について、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号)に定めるもののほか、この告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に定める公営住宅及び社宅・官舎・寮等の給与住宅を除く、石川県内に所在する賃貸住宅をいう。
- (2) 公営住宅 公営住宅法第2条第2号に定める公営住宅であって県内に所在するものをいう。
- (3) 加算支援金 次のいずれかに該当する支援金をいう。

ア 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第3条第1項の規定による被災者生活再建支援金(同条第2項各号(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項各号(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。))に定める額に係る部分に限る。)

イ 石川県被災者生活再建支援補助金交付要綱第3条第2項に規定する支援金(別表(第4条第2項の適用を受ける場合を含む。))のうち加算支援金(住宅の再建方法)の欄に定める額に係る部分に限る。)

- (4) 転居 次の各号に掲げる場合をいう。

ア 応急的な住まいから、県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の民間賃貸住宅若しくは公営住宅(以下「再建先」という。)に住み替える場合(罹災証明を受けた住宅から再建先に住み替える場合を含む。)

イ 賃貸型応急住宅又は公営住宅から建設型応急住宅に住み替える場合

- (5) 共同墓地 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく墓地等の経営許可を得ているもの又は許可を受けたとみなされるものであって、集落の一部若しくは全部の者又はこれに準ずる者が共同で設置し、管理する墓地(納骨堂を含む。)をいう。

(補助金の交付)

第3条 市は、加賀市令和6年能登半島地震復興支援補助金(以下「復興支援補助金」という。)の

交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)に対し、予算の範囲内において、復興支援補助金を交付する。

- 2 交付対象者は、復興支援補助金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)を適切に実施することができる者でなければならない。

(交付対象事業等)

第4条 交付対象事業、交付対象事業に要する費用(以下「交付対象事業費」という。)、補助率、上限額等は、別表第1のとおりとする。

- 2 交付対象事業には、交付決定前に着手又は完了している事業も含むものとする。
- 3 第1項の規定により算出された交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 復興支援補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業区分ごとに、別表第2に個別に定める交付申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書の提出については、市長が事業区分ごとに別に定める日をその期限とする。

(申請及び実績報告)

第6条 次の各号に掲げる事業については、申請と実績報告を併せて行うものとする。

- (1) 民間賃貸住宅入居支援事業
- (2) 公営住宅入居支援事業
- (3) 転居費用支援事業

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書等を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、当該申請者に対し、その結果を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合において必要と認めるときは、条件を付すことができる。
- 3 前条に掲げる事業の補助金については、交付決定と補助金の額の確定を併せて行うものとする。

(交付対象事業の内容等の変更)

第8条 復興支援補助金の交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付予定者」という。)は、交付対象事業の内容を変更し、又は交付対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市

長に令和6年能登半島地震復興支援補助金内容等変更申請書。次項において「変更申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、速やかに変更の可否を決定し、交付予定者へ通知するものとする。この場合において、復興支援補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、併せてその旨を交付予定者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(報告)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付予定者に対し、交付対象事業の進捗状況について報告を求めることができる。

(実績報告書の提出)

第11条 交付予定者は、交付決定の通知を受けた事業が完了したときは、令和6年能登半島地震復興支援補助金実績報告書又は別表第3に個別に定める実績報告に関する書類を市長に提出しなければならない。

- 2 交付予定者は、前項に定める書類に事業区分ごとに別表第3に定める添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 前項の実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から30日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に定める実績報告書の提出があったときは、速やかに審査を行い、当該内容が交付申請書(第5条第2項の規定により提出した書面を含む。次項において同じ。)の内容に適合しているか否かを審査しなければならない。

- 2 市長は、審査の結果、実績報告書の内容が交付申請書の内容に適合していると認める場合は、復興支援補助金の額を確定の上、交付予定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 復興支援補助金の交付額の確定に係る通知(以下「交付額確定通知」という。)を受けた者(以下「交付決定者」という。)が復興支援補助金の請求をしようとするときは、令和6年能登半島地震復興支援補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する請求は、交付額確定通知を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(代理受領)

第14条 別表第1の地域コミュニティ施設等再建支援事業又は共同墓地復旧支援事業を実施する自治会又は集落(次項において「自治会等」という。)は、復興支援補助金の交付の請求及び受領について、地域コミュニティ施設等の再建工事にあつては当該再建工事の施工を行う者に、共同墓地復旧工事にあつては当該復旧工事を行う者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

- 2 自治会等は、第5条の規定により代理受領をする旨の委任状を市長に提出した場合において、当該委任を中止し、又は変更したときは、文書により市長に届け出なければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間とする。ただし、市長が別に定める場合はこの限りではない。

(補助金の返還等)

第16条 市長は、第7条第1項、第8条第2項又は第12条第2項に規定する通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、復興支援補助金の交付決定を取り消し、既に復興支援補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該復興支援補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 復興支援補助金をその目的外に使用したとき。
- (2) 正当な理由なく整備、改修、購入等したものを取壊し、又は紛失したとき。
- (3) 帳簿若しくは書類の提出若しくは市長(補助機関たる職員を含む。以下この号において同じ。)の検査を拒み、又は市長の指示に従わないとき。
- (4) 虚偽の申請又は実績報告を行ったと認められたとき。

(帳簿等の保管期間)

第17条 補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を保管すべき期間は、5年とする。

(賠償責任)

第18条 市は、復興支援補助金の交付に係る対象事業により交付決定者及びその関係者に生じた

損害について、賠償の責めを負わない。

(電子情報処理組織を用いた通知等

第19条 市長は、この告示の規定により書面ですることとされている通知その他の手続等(次項において「通知等」という。)については、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の場合における通知等は、加賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和3年加賀市規則第3号)の規定の例による。

(委任)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示中別表

第1第1項、第2項及び第3項に掲げる事業に係る規定は公表の日から、同表第4項及び第5項に掲げる事業に係る規定は令和7年3月17日から施行する。

(適用)

2 この告示は、令和6年1月1日から適用する。

別表第1(第4条関係)

事業名	事業内容	交付対象事業費等	補助率	上限額
1 民間賃貸住宅入居支援事業	令和6年能登半島地震で住居が被災したことにより、応急的な住まい等での生活を余儀なくされた者が県内の民間賃貸住宅に入居する場合に必要な契約に伴う費用を補助する。	1 交付対象者 次の各号のいずれかの要件を満たす者 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 県内市町長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた者 イ 被災者生活再建支援法第2条第2号ロ又はハに掲げる世帯として認定されている者 (2) 応急仮設住宅(建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅)又は公営住宅目的外使用(以下「応急仮設住宅等」という。)入居者であり、応急仮設住宅等の供与期間内(応急仮設住宅等の供与期間が延長された場合はその期間内。以下同じ。)に当該住宅を退去した者(ただし、応急仮設住宅等に二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている等の要件により入居した場合で、当該事象が復旧した者及び被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で当該認定が解除された者を除く。以下同じ。) (3) その他市長が認める者 2 交付基準 前項の交付対象者が県内の民間賃貸住宅に入居する場合に必要な契約に伴う費用に対して、1世帯当たり1回限り補助する。 ※申請については、住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月経過した日までに行うものとし、入居の日がこの告示の施行前である場合には、施行日から12月を経過した日までとする。ただし、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、上記の申請期限を延長することができる。	定額	1世帯当たり200千円
2 公営住宅入居支援事業	住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、	1 交付対象者 次の各号のいずれかの要件を満たす者で、かつ、被災者生活再建支援法及び石川県被災者生活再建支援補助金交付要綱に基づく加算支給金を受給していない者とする。 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 県内市町長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた者	定額	1世帯当たり100千円

	県内の公営住宅に入居する際に必要となる費用を補助する。	イ 被災者生活再建支援法第2条第2号ロ又はハに掲げる世帯として認定されている者 (2) 応急仮設住宅等入居者であり、応急仮設住宅等の供与期間内に当該住宅を退去した者 (3) その他、市町長が認める者 2 交付基準 前項の交付対象者が県内の公営住宅に入居する場合に必要な費用に対して、1世帯当たり1回限り補助する。 ※申請については、住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月経過した日までに行うものとし、入居の日がこの告示の施行前である場合には、施行日から12月を経過した日までとする。ただし、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、上記の申請期限を延長することができる。		
3 転居費用支援事業	住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の住まいに住み替える場合の転居に要する費用を補助する。	1 交付対象者 次の各号のいずれかの要件を満たす者 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 県内市町長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた者 イ 被災者生活再建支援法第2条第2号ロ又はハに掲げる世帯として認定されている者 (2) 応急仮設住宅等入居者であり、応急仮設住宅等の供与期間内に当該住宅を退去した者 (3) その他市長が認める者 2 交付基準 前項の交付対象者が、次の各号の要件に該当する場合に、区分ごとに1世帯当たり1回限り補助する。 (1) 賃貸型仮設住宅、公営住宅等から建設型仮設住宅への転居 (2) 応急的な住まいから県内で新築・購入・補修する住宅又は民間賃貸住宅若しくは公営住宅への転居 ※申請については、住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月経過した日までに行うものとし、入居の日がこの告示の施行前である場合には、施行日から12月を経過した日までとする。ただし、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、上記の申請期限を延長することができる。	定額	1世帯当たり100千円
4 地域コミュニティ施設等	被災した地域・集落における地域コ	1 対象施設 次の各号に掲げる要件を全て満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市長が認定する施設等。ただし、認可地縁団体	4分の3	1施設当たり12,000千円

再建支援事業	コミュニティの場として長年利用されてきた施設の再建を補助する。	が所有するもので、本市において単独災害復旧事業債が起債できる施設は除く。 (1) 本市の区域内に存在しており、土地に固定している工作物又は建築物であること。 (2) 専ら地域(集落)の住民が利用していること。 ※憲法に定める政教分離の原則に抵触する利用は除く。 (3) 専ら地域(集落)の住民が交代で維持管理していること。 (4) 祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も引き続き活用を継続すること。 2 交付対象事業費 対象施設の復旧に係る以下の経費。ただし、損害保険等の給付がある場合は、当該給付の額を交付対象事業費から控除する。 ・建替 本体工事、付帯設備(電気、空調、衛生等)、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費 ※土地購入費及び事務費を除く。 ・修繕 建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費 ※土地購入費及び事務費を除く。 3 交付対象者 第1項の対象施設を管理する自治会又は集落 4 その他 他の補助金を活用し、又は活用する施設等がある場合は、当該施設等に係る経費を交付対象事業費から控除する。		
5 共同墓地復旧支援事業	集落共有の墓地において、通路部分や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を補助する。	1 対象施設 集落共有の墓地 ※地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体である墓地を除く。 2 交付対象事業費 対象施設の復旧に係る以下の経費。ただし、損害保険等の給付がある場合は、当該給付の額を交付対象事業費から控除する。 ・共有部分(通路、外構、水道設備、建築物等)の復旧工事 ・共有部分又は他所有者の区画に倒壊した墓石の移設工事 3 交付対象者 上記対象施設を管理する自治会又は集落	2分の1	1墓地当たり12,000千円

別表第2(第5条関係)

事業名	申請時に添付すべき書類
1 民間賃貸住宅入居支援事業	(1)民間賃貸住宅入居助成金交付申請書 (2)市町長が発行する罹災証明書の写し (3)再建した住宅に入居する世帯全員が記載された住民票(続柄が記載されたもの) (4)入居した民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し (5)口座振替申出書 (6)その他市長が必要と認める書類
2 公営住宅入居支援事業	(1)公営住宅入居助成金交付申請書 (2)市町長が発行する罹災証明書の写し (3)再建した住宅に入居する世帯全員が記載された住民票(続柄が記載されたもの) (4)公営住宅の入居決定が確認できる書類(決定通知書、許可書等)の写し (5)口座振替申出書 (6)その他市長が必要と認める書類
3 転居費用支援事業	(1)転居費用助成金交付申請書 (2)市町長が発行する罹災証明書の写し (3)再建した住宅に入居する世帯全員が記載された住民票(続柄が記載されたもの) (4)転居先への入居に関する契約書等の写し (5)口座振替申出書 (6)その他市長が必要と認める書類
4 地域コミュニティ施設等再建支援事業	(1)令和6年能登半島地震復興支援補助金(地域コミュニティ施設等再建事業)交付申請書 (2)事業計画書 (3)収支予算書 (4)交付対象事業実施に要する経費に係る見積書の写し (5)工事着手前の写真(被害状況を確認できるもの) (6)代理受領に係る委任状(代理受領を委任する場合のみ) (7)その他市長が必要と認める書類
5 共同墓地復旧支援事業	(1)令和6年能登半島地震復興支援補助金(共同墓地復旧支援事業)交付申請書 (3)対象工事の設計図書(位置図、計画平面図等) (4)収支予算書 (5)交付対象事業実施に要する経費に係る見積書の写し (6)被災状況を確認できる写真又は資料 (7)墓地等経営許可の確認ができるもの又は墓地、埋葬等に関する法律の施行日(昭和23年6月1日)前に当該集落の所有に属する旨の記載がなされている登記事項証明書 (8)代理受領に係る委任状(代理受領を委任する場合のみ) (9)その他市長が必要と認める書類

別表第3(第11条関係)

事業名	実績報告時に添付すべき書類
1 民間賃貸住宅入居支援事業	-
2 公営住宅入居支援事業	-
3 転居費用支援事業	-
4 地域コミュニティ施設等再建支援事業	(1)工事請負契約書の写し (2)収支精算(決算)書 (3)支払を証する書類の写し(交付対象事業費のうち代理受領に係る補助金の額を除いた額が分かるもの) (4)工事完了後の写真 (5)その他市長が必要と認める書類
5 共同墓地復旧支援事業	(1)共同墓地復旧工事完了届 (2)工事請負契約書等の写し (3)収支精算(決算)書 (4)支払を証する書類の写し(交付対象事業費のうち代理受領に係る補助金の額を除いた額が分かるもの) (5)対象工事の完成図書 (6)対象工事の工事費内訳書 (7)写真(施工前・施工後) (8)その他市長が必要と認める書類